		――――――その他のもの		
		――――――――温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第2710.20号において同じ。）のうち、農林漁業の用に供するもの		
	163	――――――――重油	KL	KG
	164	――――――――粗油	KL	KG
		――――――――その他のもの		
		――――――――硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
	165	――――――――重油	KL	KG
	166	――――――――粗油	KL	KG
		――――――――その他のもの		
	167	――――――――重油	KL	KG
	169	――――――――粗油	KL	KG
		――――温度15度における比重が0.9037を超えるもの		
		――――――製油の原料として使用するもの		
	171	――――――重油	KL	KG
	172	――――――粗油	KL	KG
		――――――その他のもの		
		――――――硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
	173	――――――――重油	KL	KG
	174	――――――――粗油	KL	KG
		――――――――その他のもの		
	175	――――――――重油	KL	KG
	179	――――――――粗油	KL	KG
		――――潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
		――――――温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度15度における比重が0.8494以下のもの		
	188	――――――温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
		――――――その他のもの		
	193	――――――流動パラフィン	KL	KG
	194	――――――切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG
	195	――――――焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG
	196	――――――その他のもの	KL	KG
	199	――――その他のもの	KL	KG
		――――その他のもの		
	210	――――グリース	KL	KG
		――――その他のもの		
	291	――――――温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
		――――――その他のもの		
	293	――――――液状の潤滑剤	KL	KG
	299	――――――その他のもの	KL	KG
2710.20		―石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）		
		――石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の５%未満のものを含む。）		
		―――揮発油		
		――――低重合度の混合アルキレン		
	111	――――トリプロピレン	KL	KG
	119	――――その他のもの	KL	KG
	120	――――政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算５%留出温度と減失量加算95%留出温度との温度差が２度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	KL	KG
		――――その他のもの		
	181	――――――政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
		――――――その他のもの		
		――――――――航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）		
	131	――――――――温度15度における比重が0.8017以下のもの	KL	KG
	132	――――――――その他のもの	KL	KG
	137	――――――――自動車の燃料用のもの	KL	KG
	139	――――――――その他のもの	KL	KG
		―――灯油		
	141	――――低重合度の混合アルキレン	KL	KG
		――――その他のもの		
	142	――――――ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）	KL	KG
		――――――その他のもの		
	144	――――――――政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG